

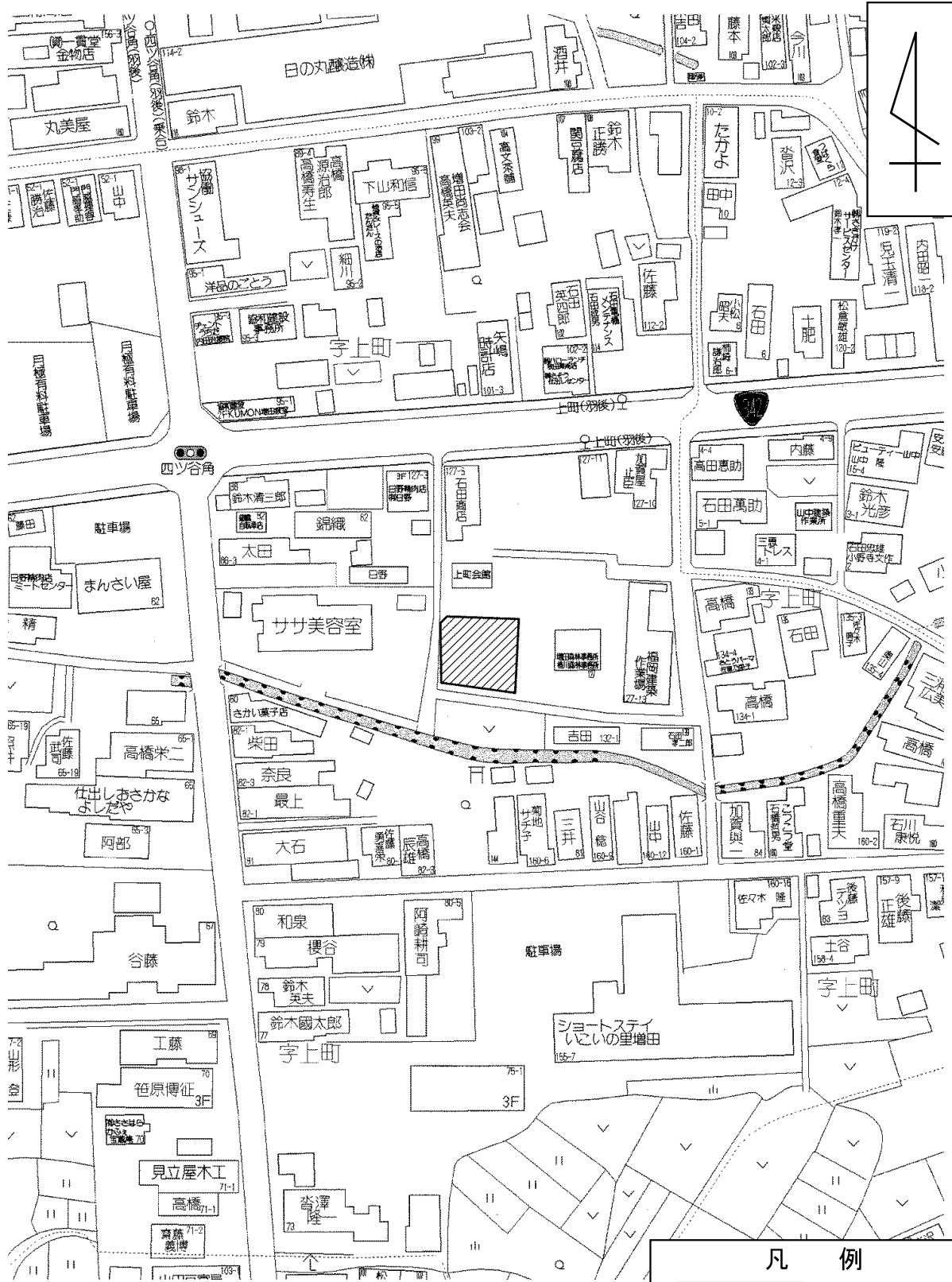
# 物 件 調 査 書

物件番号 112

所在地		秋田県横手市増田町増田字上町127-22					
住居表示							
現況地目及び面積等		宅地	304.45 m <sup>2</sup>			工作物	—
						立木竹	—
登記簿	地番	127-22					
	地目	宅地					
	数量	304.45m <sup>2</sup>					
記載事項	地番						
	地目						
	数量						
接面道路の状況		西側 南側	舗装市道 舗装市道	幅員約 幅員約	4.6~6.4 m 2.5 m	(法第42条第2項道路) (法第42条第2項道路)	
法令に基づく制限	建築基準法	都市計画区域内（非線引）					
		用途地域	指定なし				
		地域・地区	特定用途制限地域				
		建ぺい率	70%				
		容積率	200%				
		高度制限	指定なし				
	防火指定	指定なし					
その他	都市計画法第8条第1項第2号の2（特定用途制限地域） 建築基準法第22条第1項（屋根性能） 建築基準法第23条（外壁） 横手市景観条例 横手市屋外広告物条例						
*別葉「補足説明事項」参照							
私道の負担等に関する事項		私道負担	無	負担の内容			
		道路後退	無	負担の内容			
供給処理 施設の概要	供給処理施設	配管等の状況		施設整備状況		施設整備の特別負担の有無	
	電気	接面道路配線	有	—		—	
	公営水道	接面道路配管	有			無	
	公共下水道	接面道路配管	有			無	
	都市ガス	接面道路配管	無	未定			
交通機関		鉄道等	J R奥羽本線 十文字駅の 南東方 約3.3km				
		バス	羽後交通 四ツ谷角停留所の 南方 約0.3km 徒歩4分				
公共施設		横手市役所増田地域局		増田小学校		増田中学校	
参考事項		<ul style="list-style-type: none"> <li>・本地は、都市計画法第8条第1項第2号の2により特定用途制限地域（地域拠点型）に指定されており、建築物の用途に制限があります（詳細については、横手市建設部都市計画課までお問合せ下さい）。</li> <li>・本地は横手市景観計画に基づき、増田地区景観重点地区に指定されているため、建物等の建築・解体等の際に事前の協議・届出が必要です（詳細については、横手市建設部都市計画課までお問合せ下さい）。</li> <li>・本地の南側市道について、本地との間に市所有地が介在していますが接道扱いとなっており、当該箇所からの進入が可能です。また、建物建築の際にセットバックは必要ありません（詳細については、横手市建設部建築住宅課までお問合せ下さい）。</li> <li>・本地の北側隣接地は公道でないため、北側隣接地を通行して本地へ出入りすることはできません（詳細については、秋田財務事務所管財課までお問合せ下さい）。</li> <li>・本地の西側市道からの進入のため、既存U型蓋無側溝の改良等を行う場合には、道路法第24条による道路管理者の承認を受ける必要があるほか、所轄警察署の道路使用許可が必要となる場合があります。なお、工事費用は買受者の負担となります（詳細については、横手市増田地域局増田地域課及び横手警察署交通課までお問合せ下さい）。</li> <li>・公営水道について、本地内に引込みされていますが、使用の可否は不明です（詳細については、横手市上下水道部水道課へお問合せ下さい）。</li> <li>・本地には、進入防止のための柵が設置されています。</li> </ul>					

※ 物件調査は、入札参加者が物件の概要を把握するための参考資料ですので、必ず入札参加者ご自身において、現地及び諸規制についての調査確認を行ってください。

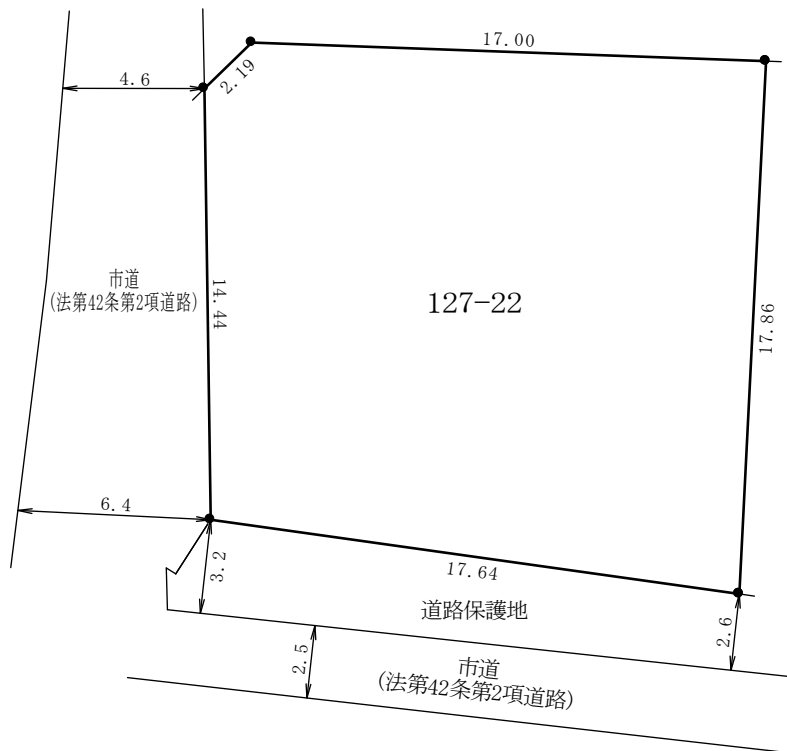
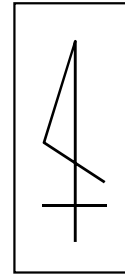
# 周 辺 図



凡 例  
売払物件

※現在の周辺状況と異なる場合があります。

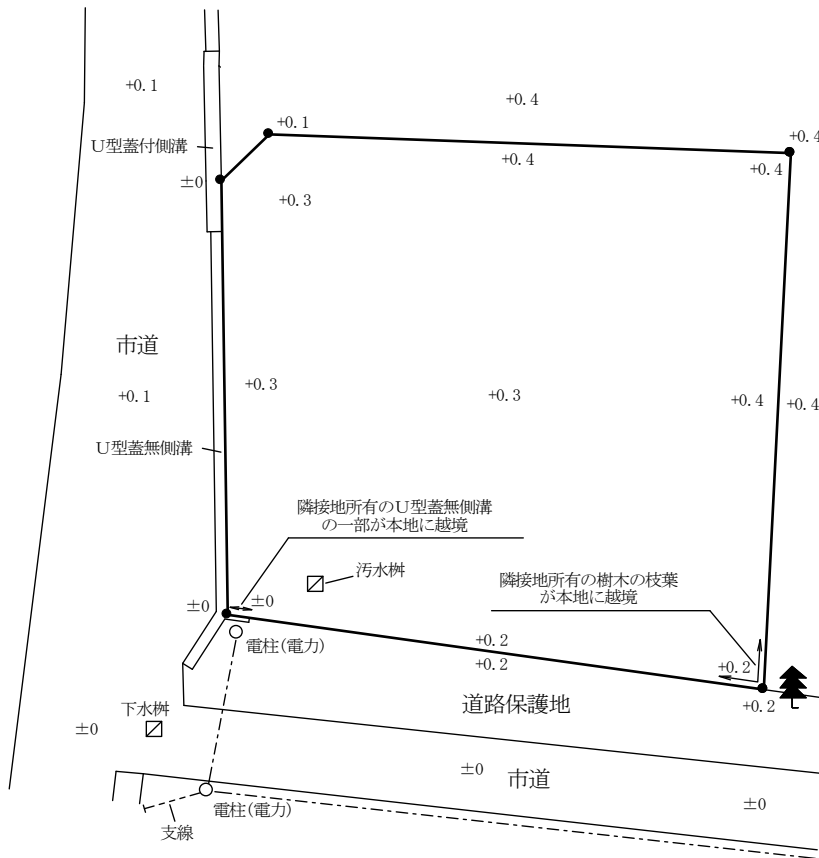
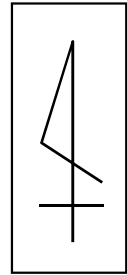
明 細 図




単位：メートル

※法令等に基づく区域指定線等については概略線であり、必ず入札参加者ご自身において関係機関にご照会ください。

# 概 要 図



凡 例

	樹 木
---	-----

単位：メートル

※工作物や樹木の越境等については、極力概要図に記載しておりますが、現況と相違している場合、現況が優先します。物件は現況有姿の引渡しとなりますので、必ず入札参加者ご自身において現地等の調査確認を行ってください。